

パブリック・コメントの実施結果について

平成24年3月1日

古賀市都市計画課

(土地利用政策係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の課題	古賀市公共空間 景観形成ガイドライン
(2) パブリック・コメント手続きの実施期間(政策等の案の公表日)	平成24年1月10日から2月8日まで(平成24年1月10日)
(3) 提出意見等	なし
(4) 政策等の案からの変更点及び理由	なし

本件に関するお問い合わせ先

古賀市都市計画課 土地利用政策係(電話092-942-1268)

「古賀市公共空間 景観形成ガイドライン」(案)

「古賀市公共空間 景観形成ガイドライン」(案) に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	古賀市公共空間 景観形成ガイドライン
(2) 政策等の案の公表日	平成24年1月10日(火)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成24年1月10日(火)～平成24年2月8日(水) (30日間)
(4) 意見等提出者数	0名
(5) 提出意見等件数	0件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	なし
(7) その他の修正点	なし

※なお、字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。

古賀市 公共空間

景観形成ガイドライン

平成24年3月 古賀市

古賀市公共空間景観形成ガイドライン

目次

1. 公共空間景観形成ガイドラインとは.....	2
(1) 目的.....	2
(2) 位置づけ.....	3
(3) 内容と対象.....	4
2. 景観デザインの基本的な考え方.....	5
3. 施設ごとの景観デザイン.....	6
(1) 道路.....	6
(2) 公園・緑地.....	9
(3) 水辺・河川.....	11
(4) 公共建築物.....	12

1. 公共空間景観形成ガイドラインとは

(1) 目的

古賀市は、海、平野、丘陵地、山林と連なる変化に富んだ地形を有した都市です。こうした自然条件を活かしながら、地域の人々の暮らしの積み重ねによって、松林や河川などの豊かな自然環境と市街地環境が共存する良好な景観が生み出されてきました。

これまで守り育てられてきた風土や景観を大切に、地域を愛する人々や子どもたちを育てていくことは、古賀市に生活する私たちの大きな使命だと考えられます。将来、子どもたちや孫たちに誇れる郷土を残していくために、平成 23 年度に「美しいまちづくりプラン」を策定しました。このプランを通じて、市民、事業者、行政が共働して、古賀市の景観を守り育て、創り活かしていく取り組みが進められています。

特に公共施設は、大規模なものが多く、景観への影響が大きな存在です。道路、公園・緑地、水辺・河川などは都市の骨格であり、多くの人々が利用する空間です。公共施設の整備においては、景観に配慮した整備を先導的に進めることで、市民や事業者の景観まちづくりへの関心を高めることが求められています。

このガイドラインは、「景観法」や「美しいまちづくりプラン」を踏まえ、公共施設などの景観デザインを適切に誘導し、古賀市の良好な景観まちづくりを推進することを目的としています。



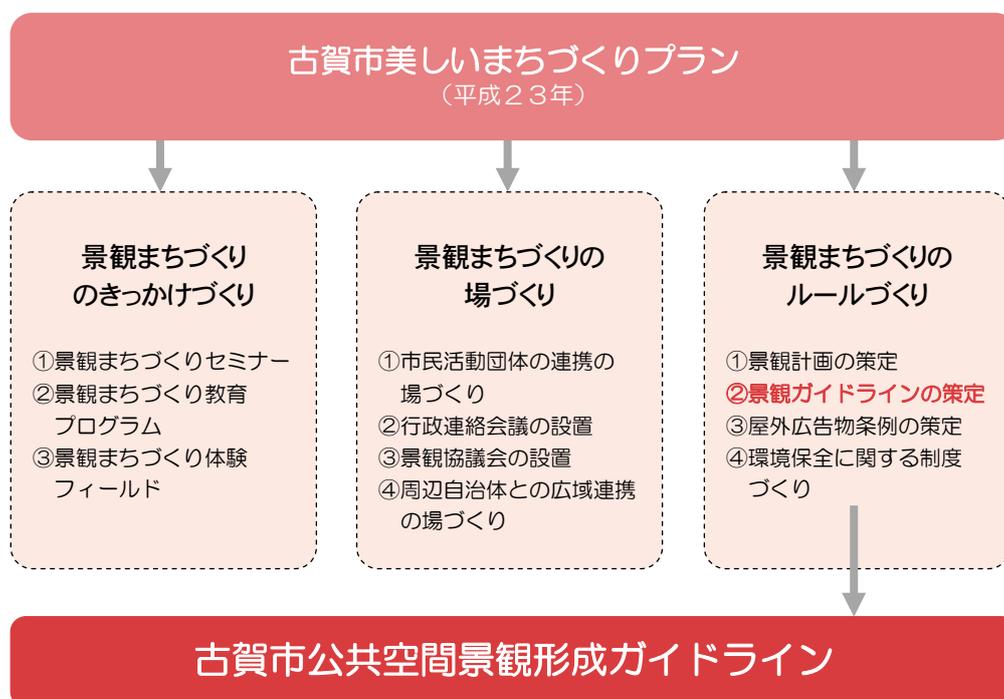
(2) 位置づけ

古賀市では、平成 23 年度に「美しいまちづくりプラン」を策定し、今後の景観まちづくりの基本方針を定めました。

「美しいまちづくりプラン」では、景観まちづくりの推進方策の一つである景観まちづくりのルールづくりの中で、景観ガイドラインの策定が位置づけられています。

具体的には、「古賀市が率先して景観形成を図るため、公共建築物の形態意匠や色彩の基準、周囲のオープンスペースや道路の植栽などのガイドラインを定め、実践していきます。また、住宅や工場などの環境についても、古賀市の風土を踏まえた樹種や植栽デザインなどを推奨する緑化ガイドラインを定めて、協力を呼びかけていきます」という方針が掲げられています。

本ガイドラインは、この方針に基づき作成するものです。



(3) 内容と対象

本ガイドラインは、地域の景観形成に先導的な役割を果たす公共施設整備の指針として、景観デザインの基本的な考え方を示すもので、道路、公園・緑地、水辺・河川、公共建築物などの各施設ごとに景観デザインにおける配慮すべき事項をまとめています。

ガイドラインの利用者は、主に公共施設等の事業者、設計者及び施工者、施設管理者を対象としており、新築、改築、増築、修繕などを行う際に、古賀市の景観デザインの考え方などを認識するとともに、取り組むべき景観デザインの手がかりとして活用すべきものです。

また、景観は公共施設と民間の施設などが一体となって形成されるものであることから、民間の施設においても利用を推奨します。



2. 景観デザインの基本的な考え方

公共空間の景観形成による美しいまちづくりを進めるため、本ガイドラインでは、以下の4項目を基本的な考え方としています。

①自然と緑を活かした景観づくり

公共空間のデザインにおいては、自然や田園風景、街なみの連続性を阻害しないことが重要であることから、背景となる自然との調和や、風景の変化・連続性を生み出す緑を活かした景観づくりに努めます。

②地域の特性に配慮した景観づくり

古賀市の風土や生態系など、地域の特性に配慮するため、自然石や木材などの自然素材を用いることで、周辺環境となじむ景観づくりに努めます。人工素材を用いる場合でも、可能な限り、自然に存在する色彩を用いるなどの配慮を行います。

③長く親しまれる景観づくり

公共施設は一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用するものであることから、安全・安心という公共施設の機能を満たしながら、長く親しまれる、飽きのこない形状、素材、色彩等の採用に努めます。

④ユニバーサルデザインの理念に基づく景観づくり

年齢や性別、障がいの有無や社会的立場などに関わらず、すべての人にとって安全で快適な施設として整備します。また、使いやすさはもとより、美しさの視点も考慮したデザインとなるよう努めます。公共施設のサインにおいては、周辺環境に調和したわかりやすいサイン整備に努めます。



3. 施設ごとの景観デザイン

(1) 道路



道 路

道路は、都市の骨格であるとともに、市民生活とも関わりの深い公共施設です。景観デザインにおいては、風景の「地」となる要素であることから、主張しすぎないシンプルなデザインが求められます。

市街地においては、地域のイメージを特徴づける重要な要素となることから、街路樹やストリートファニチャー¹など、周辺施設との調和に配慮した景観デザインとなるよう取り組む必要があります。

○地域の特性に配慮した歩道景観デザイン

- ・骨格となる主要な幹線においては、シンボル空間となるような街路樹の配置に努めます。
- ・主要な交差点などでは、空いたスペースを活用した花壇などによって、特徴ある空間デザインづくりに努めるとともに、市民と共働で管理を行うなど、地域と連携した取り組みに努めます。
- ・JR 駅周辺などの道路では、賑わいを演出する空間デザインづくりに努めます。



道路環境の風格を引き立てる街路樹



花壇のある交差点など特徴ある空間づくり

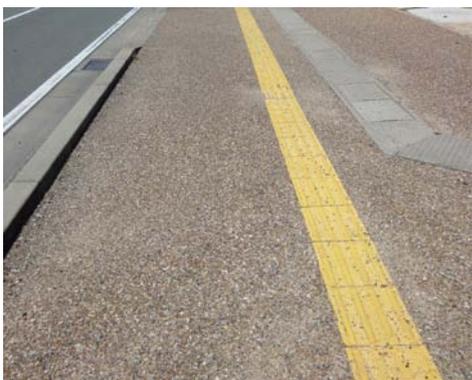


プランターを活用した賑わいの演出

¹ ストリートファニチャーとは、道路上に置かれている備品の総称。街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など、歩行者に快適さを提供するための設備。

○景観を引き立てる舗装デザイン

- ・舗装については、主張しすぎず、周囲になじむ落ち着いたデザインとなるよう努めます。
- ・歩道などの路面については、経年変化を考慮した素材選びが必要です。また、高彩度・高明度の色彩は極力避け、自然色に近い脱色アスファルトを用いるなど、周辺環境との調和に配慮するよう努めます。
- ・点字ブロックは、輝度比（コントラスト）を2.0以上に保つことを前提としながら、彩度や太陽光の反射を抑えた素材の活用や、舗装と点字ブロックの色相差に配慮することで、景観面と機能面の両立に努めます。



脱色アスファルトと反射を抑えた
点字ブロック素材の活用



石材の素材感を活かした歩道

○歩行者の安全性・快適性への配慮

- ・歩行者の多い市街地の道路などでは、誰もが安全で快適に利用できるように、電柱などの後退による歩道空間の確保や段差の解消、歩車分離、滑りにくい舗装整備に努めます。
- ・住宅街においては、敷地後退や舗装の工夫などによって、安全な歩行空間の確保に努めます。



電柱の後退による歩道空間の確保



歩道と車道の段差解消

○周辺と調和したストリートファニチャー

- ・ストリートファニチャーは、都市空間における人々の活動を助けるとともに、まちを演出する要素ともなります。本来の役割を果たす機能的なデザインを基本としつつも、周辺環境との調和や維持管理等にも配慮したデザインとなるよう努めます。
- ・自然素材の活用やそれぞれの地域でなじみの深いモチーフを用いるなど、親しみやすいデザインとなるよう努めます。



街灯と信号機が一体化した
シンプルな構造のデザイン



電柱と電灯の色彩の統一



周辺環境に配慮したサイン



舗装等と調和した色彩を用いたベンチ



シンプルなデザインのサイン

(2) 公園・緑地



公園・緑地は、人々の憩い、交流などの空間であり、緑を身近に親しむことができる場所です。

地域住民が愛着を持ち、親しまれる施設づくりが重要であることから、日常的に市民の声を反映できる仕組みづくりや、地域と連携した維持管理の方法を構築する必要があります。

○地域の特性に配慮した緑化

- ・古賀市は、うみ、まち、さと、やまのそれぞれの連なりがある地域であることから、公園・緑地ではそれぞれの地域の植生に配慮した緑化を進めます。
- ・施設の性格や敷地の状況を把握しながら、中高木、低木、地被類など多様な緑の効果的な導入に努めます。
- ・緑の配置を行う際は、人の動線に配慮しながら、視界を妨げないオープンな空間づくりに努めます。



松林を活かした公園整備



海を感じさせるハマボウの植栽



視界を妨げにくい緑の配置



中高木、低木、地被類などの効果的な導入

○人々の活動に配慮した憩いの場づくり

- ・周辺の環境や経年の変化によって、公園・緑地の役割も異なることから、子どもの遊び場から、大人の休憩スペースなど、想定される利用実態に応じた空間づくりに努めます。
- ・地域住民に親しまれる公園・緑地とするために、オープンスペースに花壇などを整備し、市民と共働で管理を行うなど、地域と連携した取り組みに努めます。



オープンスペースの花壇整備



木陰で座れる環境整備



歴史公園として遺跡を保存・整備



眺望を楽しめる施設などの整備

(3) 水辺・河川



水辺・河川

水辺・河川は、市街地と田園地帯や山林をつなぐ都市の骨格となっておりとともに、市民が身近に自然を感じられる憩いの場ともなっています。また、多様な生物の生息空間としても貴重な場所となっています。

このため、水辺・河川は自然などの周辺環境に十分配慮を行いながら、市民が親しみをもてる景観づくりを行っていく必要があります。

○自然などの周辺環境に配慮した水辺環境づくり

- ・古賀市の河川は、大部分が県営河川ですが、改修が行われる際は、自然の形状や生態系を尊重しながら、河道の直線化や河床の掘削などはできるだけ行わないように働きかけます。
- ・護岸や堰などの施設は、周辺の景観と調和を図るため、明度、彩度を低く抑えるとともに、自然素材の活用に努めます。
- ・護岸の周辺では既存樹木の保全に努めるとともに、地域の要望などに応じ郷土樹種による植樹を行うなど、良好な河川環境の維持・形成に努めます。
- ・緩勾配の河岸や、階段・坂道など、水際まで降りられる環境の維持に努めます。
- ・景観上の拠点と考えられる場所においては、市花のコスモスを活かした環境整備を行うなど、市民に親しまれる河川環境づくりを行います。
- ・水辺の眺めを楽しめるなど市民の憩いの場となる環境の維持に努めます。



桜並木の護岸の保全



護岸のハマボウの植栽



水際まで降りられる環境の維持



水辺の眺めを楽しめる環境の維持

(4) 公共建築物



公共建築物

公共建築物は地域の街並みを構成する要素の一つであり、市民の利用も多い施設です。なかでも大規模な施設は、周辺環境に与える影響も大きいことから、景観形成の先導的な役割を担う必要があります。

立地する地域の特性を踏まえながら、市民に親しまれる景観づくりを目指していくことが必要です。

○周辺環境に配慮した形態・デザイン

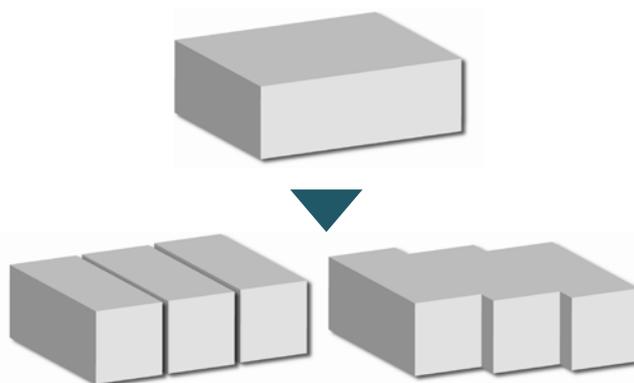
- ・大規模な施設は、周辺環境に与える影響も大きいことから、ランドマークとなる建築物以外は、シルエットやスカイラインに配慮した形態・デザインとなるよう努めます。また、背景となる緑地を意識して、建物が小さく見えるように、分棟化や高さに配慮したデザインとなるよう努めます。
- ・単調な外観となりがちな大規模な建築物は、壁面を水平方向、垂直方向に分節化することで圧迫感を軽減させ、まちのスケールと調和したデザインとなるよう努めます。
- ・敷地境界から建築物の壁面の位置を後退させるなど、道路などから景観に圧迫感を与えないように、建物の配置に配慮します。



背景となる緑地を意識した分棟化（イメージ）



分節化による建物壁面の変化

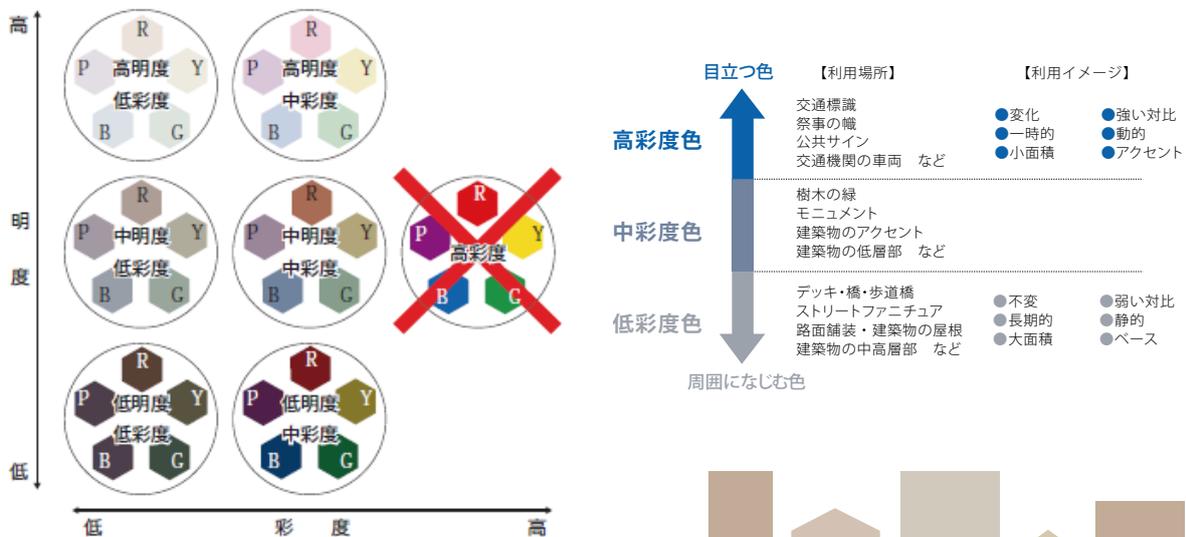


分節化による建物壁面の変化（イメージ）

○壁面の色彩コントロール

- ・公共建築物では、壁面に白色を用いたものが多くみられます。白色は無彩色ですが、明度が高く、光の反射率が高いため、大規模な壁面の場合、周辺環境との調和を乱してしまいます。建築物の補修や塗り替えの際には、明度と彩度の低い色彩を用いるなど、周辺環境になじむよう配慮します。
- ・彩度が5を超える高彩度の色彩は非常に目立ちやすく、強力なアクセントとなります。これらの色彩を使用する場合は、小面積に留め、サインや標識、催事ののぼり旗などに限定し、壁面や屋根の色彩には用いないようにします。また、使用する色数についても、できるだけ少なくします。
- ・それぞれの建築物が多種多様な色彩の外壁を用いると、まとまりのない雑然とした景観となってしまいます。一方で、全ての外壁の色彩を統一してしまうと、変化のない魅力に乏しい景観となってしまいます。色彩には、調和しやすい組み合わせがあることから、外壁や屋根などを同じ色相でそろえたり、類似色やトーン（色調）をそろえることで、周囲の街並みと調和した環境づくりに努めます。

※「トーン（色調）」とは、明度と彩度の似ている色彩の組み合わせのこと



低層に中彩度色、高層に低彩度色を用いた例



類似色でそろえる配色



色相でそろえる配色



トーンでそろえる配色

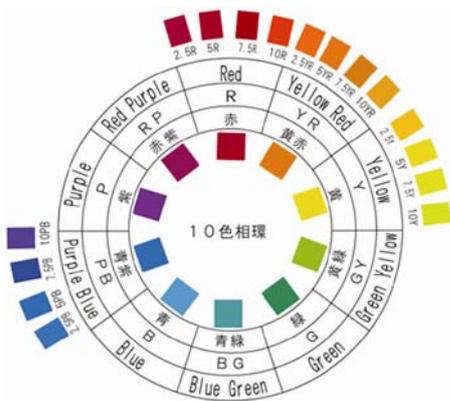
【色彩の考え方】

- 色には様々な表し方がありますが、景観の色彩においては、色彩を正確かつ客観的に表わす必要があるため、物体の表面色を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表す表示体系の「マンセル表色系」を採用します。

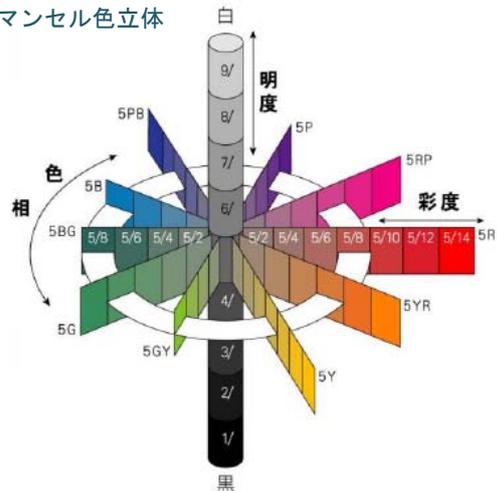
【3つの属性】

- 色相は、色合いの違いを表し、図のように、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の 10 種類の基本色で表示します。マンセル色相環は、現在実用として用いられているのは 10 色相 (Y, YR, R...) のそれぞれを 4 分割にした 40 種=40 色相か、2 分割にした 20 種=20 色相です。
- 明度は、色の明るさを表わし、明るいほど数値が大きくなり、暗いほど数値が小さくなります。無彩色 (白~灰色~黒) の場合は、N9.5 のように頭に N をつけて表示します。
- 彩度は、色の鮮やかさを表し、無彩色は 0 で鮮やかさが増すほど数値が高くなります。

■ マンセル色相環



■ マンセル色立体

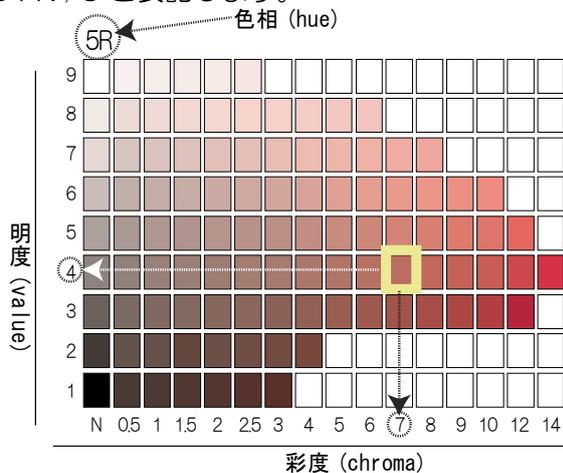


【マンセルの表記方法】

- マンセルは、色相にヒュー (Hue)、明度にバリュー (Value)、彩度にクロマ (Chroma) という言葉をあて、それぞれの略号を用いて値の HV/C と表記します。



図 マンセル値の表記例



※平成21年度に実施した景観基礎調査では、古賀市内の公共建築物の色彩について明度は4~9、彩度は1~10の範囲にあるという結果が出ています。

○壁面素材の配慮

- ・建築物の低層部の外壁など、歩行者の視線に近いところでは、自然素材を用いることで、建物や空間の質の向上を図ります。自然素材が使用できない場合においても、木材や石材、砂や土などの自然素材に近い色あいを用いることに努めます。
- ・擁壁は、垂直に近い面として現れ、目立ちやすい構造物であることから、素材感のあるものを用いたり、路面と統一感のあるデザインとすることで、周辺環境との調和や圧迫感の低減に努めます。



木材等の自然素材の活用



路面と擁壁のデザインの統一感

○道路に面する敷地の緑化

- ・大規模な公共建築物の壁面は、隣接する道路などに圧迫感を与えることから、壁面位置の後退や壁面などの緑化に努めることで、周辺環境との調和や圧迫感の低減に努めます。



壁面の位置の後退と緑化



敷地と壁面の緑化

○オープンスペースの活用

- ・公共施設のオープンスペースは、緑化を行うとともに、人々が座れる環境の整備や憩いの場づくりに努めます。



松の木陰と噴水による憩いの場づくり



オープンスペースの緑化

○駐車場の活用

- ・駐車場は、大規模になりすぎないように、適度に分節・分割を行い、樹木などを活用して周囲の修景を行うよう努めます。また、芝や透水性の高い舗装材を活用するなど、緑の活用に努めます。



駐車場の緑化①



駐車場の緑化②

○周辺環境になじむサイン整備

- ・施設の案内表示やサインを多用すると、煩雑な印象を与えることから、できるだけ必要最小限に集約するように努めます。
- ・サインは、高彩度のものが多く、非常に目立ちやすいため、小面積に留めるように努めます。